

京都府産木材認証制度について



京都府農林水産部
林業振興課

- 認証制度の仕組み及び改正内容
- 各種事業や制度における認証制度の活用
- 分別管理と合法性の確認

● 認証制度の仕組み及び改正内容

● 各種事業や制度における認証制度の活用

● 分別管理と合法性の確認

京都府産木材認証制度 ～概要～

【制度の目的】

- ・木材の輸送過程における二酸化炭素排出量の削減
- ・京都府産木材利用による京都の森林の整備促進(R1.12月～)

➡ 地球温暖化防止対策に資する

【制度のイメージ】

京都府産木材認証制度

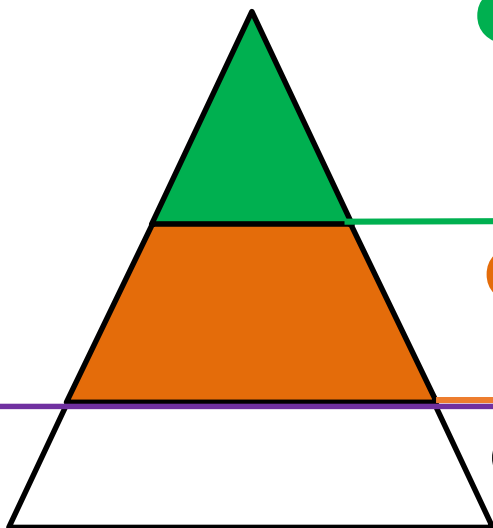
● ウッドマイレージCO2京都の木認証 (H16年度～)

認証内容: 木材の輸送時のCO2排出量(ウッドマイレージCO2)
木材の産地(京都府産)

● 京都の木証明 (R1.12月～)

証明内容: 木材の産地(京都府産)

● その他の木材



京都府産木材認証制度 ～近年の主な変更点～

●H29.4

▪ 取扱事業体の認定範囲を変更

(R1年5月1日以降、府が認定する木材の生産・加工・流通（以下、加工等）を行う事業所等を、原則府内に限定)

▪ 緑の事業体は京都府産木材利用推進協議会に加入

(これまで取扱事業体で構成していた京都府産木材利用推進協議会に、緑の事業体が加入することを要件化)

▪ 運用の制定

(証明の対象となる京都府産木材、取扱事業体認定の特例等を規定)

●H30.4

▪ 指定認証機関の指定要件の変更

指定認証機関が変わりました。
(一社)京都府木材組合連合会

▪ 合法性の確認をクリーンウッド法に準拠

(取扱事業体、緑の事業体の業務が追加)

●H30.12

▪ 取扱事業体認定範囲の変更の実施時期を変更

(取扱事業体認定範囲を原則府内とする規定の実施時期を変更

R1年5月1日以降 → R2年5月1日以降)

※R1～R3にかけて、段階的に府内に限定

京都府産木材認証制度 ～近年の主な変更点～

●R1.12

▪ 京都府産木材証明を追加

(京都府産木材認証 (ウッドマイレージCO₂京都の木認証) に加え、京都府産木材証明書のみを発行する京都府産木材証明 (京都の木証明) を追加)

▪ 取扱事業体認定範囲の変更と認定の特例 (特認) の手続きを規定

(R2年5月1日以降、府が認定する木材の加工等) を行う事業所等を、原則府内に限定)

※ただし、一部の府外の事業体については、取扱事業体認定の特例 (特認)

●R3.4

▪ 取扱事業体認定の特例 (特認) の廃止

(府外の事業所等を取扱事業体に認定する特例 (特認) を廃止)

※府外の事業所等は、認証機関の認定登録を受けることで、「京都の木証明」の対象木材の取り扱いが可能

▪ 緑の事業体等の登録対象地域の拡大

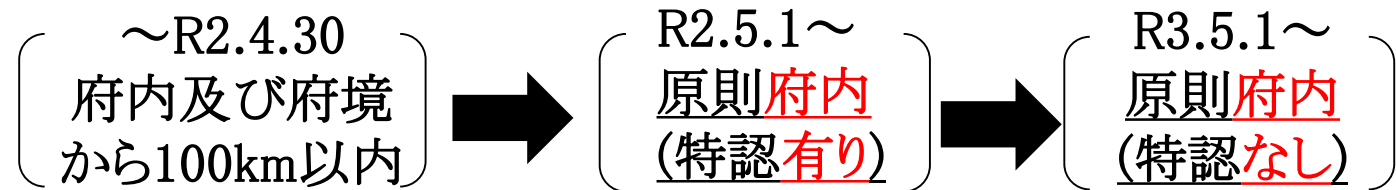
緑の事業体等の登録対象地域を拡大

※ 改正前：府及び府隣接府県 ⇒ R3.4～：地域の制限なし

「ウッドマイレージ認証」と「京都府産証明」に関わる事業者

京都府産木材認証制度

- **ウッドマイレージCO2京都の木認証 (H16年度～)**
- ※ **ウッドマイレージCO2京都の木認証**の対象木材の生産・加工・流通を行う事業者(取扱事業者)の範囲は、R1年からR3年にかけて、段階的に原則**府内**に変更(クローズ)



- **京都の木証明 (R1.12月～)**
- ※ **京都の木証明**の対象木材の生産・加工・流通を行う事業者の範囲は、**府内**(取扱事業者)と**府外**(認証機関登録事業者)

- **その他の木材**

取扱事業体、認証機関登録事業体が取り扱う木材

【改正前(R3.4.30まで)】

事業所等の場所	必要な認定等	取り扱える京都府産木材
府内	取扱事業体	ウッドマレージCO2京都の木認証の対象木材 京都の木証明の対象木材
府外	取扱事業体(特認)	ウッドマレージCO2京都の木認証の対象木材(特認業務のみ) 京都の木証明の対象木材(特認業務のみ)
	認証機関登録事業体	京都の木証明の対象木材
	取扱事業体(特認) 認証機関登録事業体	ウッドマレージCO2京都の木認証の対象木材(特認業務のみ) 京都の木証明の対象木材



【改正後(R3.5.1～)】

事業所等の場所	必要な認定等	取り扱える京都府産木材
府内	取扱事業体	ウッドマレージCO2京都の木認証の対象木材 京都の木証明の対象木材
府外	認証機関登録事業体	京都の木証明の対象木材

認証制度に関わる機関や事業者

認証機関

● 認証機関（(一社)京都府木材組合連合会(府木連)）

- ・ウッドマイレージCO2京都の木認証書の発行
- ・京都の木証明書の発行（R元.12月～）
- ・認証機関登録事業者（府外の生産・加工・流通業者等）の認定登録を行う機関

木材加工・流通業者

● 取扱事業者（**府内**の事業所等）

- ・ウッドマイレージCO2京都の木認証又は京都の木証明の対象となる木材を分別管理して生産・加工・流通を行う事業者

● 認証機関登録事業者（**府外**の事業所等）

- ・京都の木証明の対象となる木材を分別管理して生産・加工・流通を行う事業者

設計事務所
工務店等

● 緑の事業者等（**全国**の設計事務所、工務店）

- ・ウッドマイレージCO2京都の木認証又は京都の木証明の対象となる木材を使用した建築物の設計・建築を行う事業者

京都府産木材利用推進協議会

取扱事業者、緑の事業者が京都府産木材利用推進協議会を設立し、認証機関や府と連携しながら、京都府産木材の供給や利用推進の取組みを実施しています。

京都府産木材利用推進協議会

京都府産木材の供給・利用を推進

取扱事業者

緑の事業者
(H29年度から加入)

認証機関登録事業者(賛助会員)

認証機関

連携
協力

京都府

R2年度の主な実施内容

- ・京都の木の家づくり表彰
- ・ホームページの保守
「京都の木検索ナビ」
「京都の木の家づくり」
- ・京都府産木材利用や認証制度に関する講習会等の開催
- ・普及啓発資材の制作・配布

- ・事務局:(一社)京都府木材組合連合会
- ・構成:取扱事業者、緑の事業者及び認証機関登録事業者(賛助会員)(R1.12~)
- ・会費等:毎年総会で決定

京都府産木材認証制度の仕組み

ウッド・マイルージCO₂京都の木認証
(京都府産木材証明書及びウッド・マイルージCO₂計算書の発行)

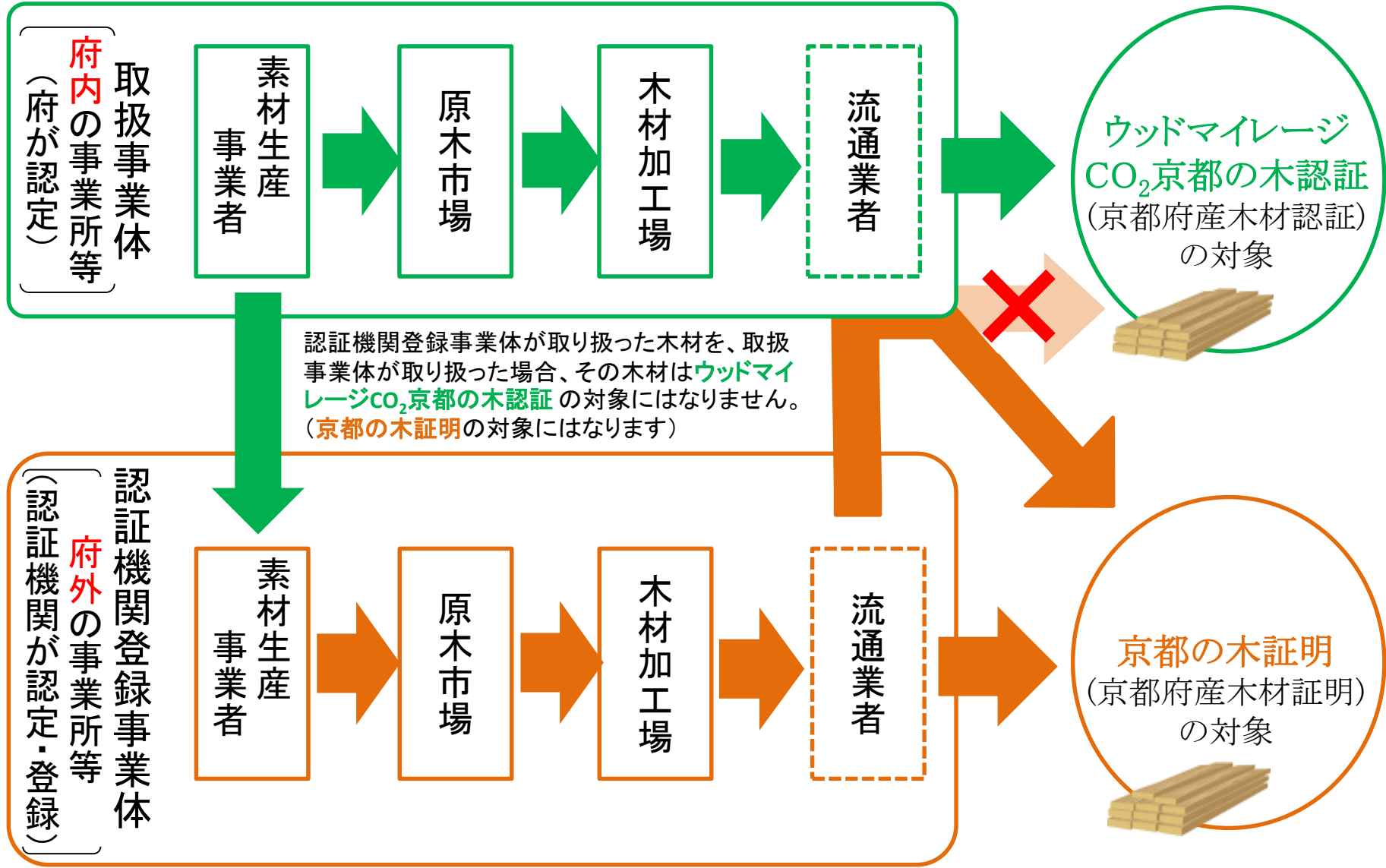


京都の木証明
(京都府産木材証明書の発行)



- **ウッド・マイルージCO₂京都の木認証**: 生産・加工・流通の全てを取扱事業体が実施
- **京都の木証明**: 生産・加工・流通の全てを、取扱事業体又は認証機関登録事業体が発行

ウッドマイレージCO₂京都の木認証と京都の木証明の木材の流れ



凡例

- ➡ ウッドマイレージCO₂京都の木認証の対象となる木材の流れ
- ➡ 京都の木証明の対象となる木材の流れ

京都府産木材認証制度の仕組み(伝票の取り扱い)

ウッド・マイルージCO₂京都の木認証
(京都府産木材証明書及びウッド・マイルージCO₂計算書の発行)

京都府内の森林

(取
扱
の
事
業
所
等)
府
内

素材生産業

木材市場

木材加工業

流通販売業

生産、加工、流通

伝票①

伝票②

伝票③

伝票④

認証機関
(府木連)

ウッド・マイルージCO₂
京都の木認証依頼

ウッド・マイルージCO₂
京都の木認証書発行

ウッド・マイルージCO₂
京都の木認証書
が必要な方

伝票④
の写し

京都の木証明
(京都府産木材証明書の発行)

京都府内の森林

(認
証
機
関
登
録
事
業
所
等)
府
外

(取
扱
の
事
業
所
等)
府
内
又
は

素材生産業

木材市場

木材加工業

流通販売業

生産、加工、流通

伝票①

伝票②

伝票③

伝票④

認証機関
(府木連)

京都の木証明依頼

京都の木証明書発行

京都の木証明書
が必要な方

伝票④
の写し

- 生産・加工・流通の全ての過程が伝票等で確認できること(帳票類(伝票等)は5年間保管)
- 認証や証明に必要なのは、購入した木材の伝票等(上図の場合伝票④の写し)
- ※ 認証機関が抽出調査により、定期的に伝票①～④についても調査

本説明会の内容

● 認証制度の仕組み及び改正内容

● 各種事業や制度における認証制度の活用

● 分別管理と合法性の確認

主な関連施策において必要な認証、証明

府施策	対象となる京都府産木材
<p>京都府産木材利用関連事業 ～R2: 京都の木のまち拡大事業 R3～: ひろがる京の木整備事業</p>	<p>～R2: ウッドマレージCO2京都の木認証材 R3～: ウッドマレージCO2京都の木認証材、京都の木証明材</p>
<p>京都府地球温暖化対策条例</p> <ul style="list-style-type: none">特定建築物での京都府産木材の利用 (R3年度から、建築物に加え敷地内の工作物での京都府産木材の利用も可能)特定事業者のCO2排出削減量の算出	<p>～R2: ウッドマレージCO2京都の木認証材 R3～: ウッドマレージCO2京都の木認証材、京都の木証明材 (引き続き、京都府産木材認証制度以外の木材も対象) (例: みやこ杉木、森林認証材等)</p> <p>～R2: ウッドマレージCO2京都の木認証材 R3～: ウッドマレージCO2京都の木認証材</p>

- 認証制度の仕組み及び改正内容
- 各種事業や制度における認証制度の活用
- 分別管理と合法性の確認

京都府産木材の分別管理

【分別管理の重要性】

- **ウッドマイレージCO2京都の木認証材**、**京都の木証明材**は、それぞれが府の補助事業等の対象となり、補助率等も異なる
- **ウッドマイレージCO2京都の木認証書**、**京都の木証明書**は、クリーンウッド法における合法性の根拠書類として使用可能

➡ これまで以上に分別管理が重要

【取扱事業者と認証機関登録事業者、それぞれの木材の分別管理】

事業所等の場所	必要な認定等	必要な分別管理
府内	取扱事業者	ウッドマイレージCO2京都の木認証の対象木材 京都の木証明の対象木材 その他木材
府外	認証機関登録事業者	京都の木証明の対象木材 その他の木材